

地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置について

平成 17 年 3 月
内閣官房都市再生本部事務局
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
環 境 省

1. 趣旨

地域をとりまく状況

地球温暖化対策における地域の役割は極めて大きい。E S C O の率先導入、バイオマスエネルギーの有効活用、都市再生のためのまちづくり、学校等公共施設における新エネルギーの導入、交通流対策など、地方公共団体は地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな対策を行うことが期待され、かつ可能である。

京都議定書の約束達成を図るうえでも、地域の役割は非常に期待されている。特にロシアの批准で京都議定書が本年 2 月に発効し、改正地球温暖化対策推進法が全面施行されたことにより、地方公共団体は地域全体の温暖化対策を検討し、地域推進計画を策定することが法的に位置付けられた。

課題

地球温暖化問題に取り組むためには、単に新エネルギーや省エネ機器を導入するだけでは十分ではない。

まずは、地域におけるエネルギー需給構造を十分に把握し、何が問題であるかを分析したうえで、地域の経済、社会、産業、インフラ等に関わる様々な計画・ビジョンなどについて、地球温暖化の観点からレビューし、都市政策や地域振興、産業政策などと連携しつつ、総合的な政策を推進していく必要がある。

また、策定された計画やビジョンについて、その実効性を確保すべく、適切なフォローアップを科学的に行っていく必要がある。

こういった幅広い視点から政策を構築していくためには、環境政策、産業政策、農林水産業政策、都市政策、地域政策、インフラ政策などを担当する国の機関と関連する地方公共団体、エネルギー関係者、環境 N G O 等が現状と課題に関する認識を共有し、連携して地域における地球温暖化問題に取り組む場が必要である。

2. 地域エネルギー・温暖化対策推進会議の設置

中央政府レベルではすでに総理と関係省庁の閣僚がメンバーとなった地球温暖化対策推進本部が設置されており、また、昨年 1 1 月には「地球温暖化対策関係省庁連絡会」(地球温暖化対策推進本部幹事会決定)が立ち上がっており、連携体制が整っている。

そこで、地域においても経済産業省、環境省、国土交通省、農林水産省など関係省庁が協力して地球温暖化対策の地域における取り組みをバックアップするため、地方公共団体等と連携しつつ、「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を地域ブロック毎に設置することとする。

地域エネルギー・温暖化対策推進会議の組織等

・メンバー構成

メンバーは、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどを念頭に置いて、地域毎に適正規模で構成する。また内閣官房都市再生本部事務局、地球温暖化対策地域協議会、地域バイオマス協議会事務局などとも連携する。

・幹事会・分科会・ワーキンググループ等における検討について

推進会議の議題をより詳細に検討する必要があると判断する場合には、同会議の下に幹事会などを設置し検討を行う。（原則として各地域の特性に応じて検討。幹事会などの構成、役割分担等については地域毎に調整。）

・議事の取り扱い

会議は公開とし、会議内容については公表することを原則とする。

運営体制

当面、経済産業局、地方環境対策調査官事務所を事務局とし、運輸局、整備局、農政局等が連携して推進。

3. **地域エネルギー・温暖化対策推進会議のミッション**

各地方公共団体の自主性の尊重を基本としつつ、下記のミッションを行う。

関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し

地域内で策定される様々な地球温暖化対策に関連する政策、計画・ビジョンその具体的な取り組み、問題点や課題、国に求められる対応などについて幅広く情報交換を行う。また地域内で行われる都市再開発などエネルギー・環境に影響のある個別事案につき、事前に情報を共有する。

客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）

国は、地域のエネルギー需給構造・エネルギー起源CO₂排出量に関するデータの整備・分析を進め、事務局を通じて基礎データを提供し、地方公共団体の計画策定をバックアップする。

あわせて、地域におけるCO₂排出構造に関連するデータを効率的に把握する方法についても、会議において情報交換、情報共有する。

さらに、当該地域においてどのような要因が温室効果ガスの排出増減に寄与したか、今後どのような施策を講ずればよいか、等についての意見交換も行う。

地域の地球温暖化対策に係る計画・ビジョン・プロジェクトの策定・実現化支援

地域省エネルギービジョン、地域新エネルギービジョンや各省連携重点プロジェクト等について分析を行い、地球温暖化対策推進法にもとづく地域計画について相互に情報交換し、ベストプラクティス情報などを共有することで、地域における今後の計画やビジョン策定をバックアップする。

また、各地域で個別に展開されている重要なプロジェクト事例について情報を共有し、今後の支援のあり方、プロジェクト遂行上支障となる事がある場合にはその解決策等について意見交換を行う。

4. 地域エネルギー・温暖化対策推進会議のアウトプット

会議での議論を踏まえ、関係者間において共有された認識については対外的に公表する。地域における重要なプロジェクトであって、関係機関の連携・協力が必要と考えられる場合には、WG等を設けて具体的に当該プロジェクトの実施を促進することを検討する。

国の制度的・予算的枠組み、施策の運用等に関する地域の提案、意見等を取りまとめ、国の施策に反映させるようにする。

こうしたアウトプットにより、地方公共団体の自主的な取り組みの一層の促進を図る。

5. 今後のスケジュール(予定)

基本的なスケジュールは以下の通り。

平成16年度

17年 2月～3月 地域エネルギー・温暖化対策推進会議メンバー候補等の選定。

(17年 2月 京都議定書発効<改正地球温暖化対策推進法の全面施行>)

17年 3月 地域エネルギー・温暖化対策推進会議の設置。

(17年 3月 京都議定書目標達成計画案のとりまとめ(予定))

平成17年度

17年 6月 地域エネルギー・温暖化対策推進会議第1回会合開催。

以後、年1回会合を開催

(必要に応じ、推進会議の下に幹事会、分科会、WG等を設置)